

相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月1日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第35号

相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例

相模原市立学校体育施設使用料条例(平成17年相模原市条例第163号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第4」を「別表第5」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、別表第5に定める使用料は、使用の後に徴収する。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5(第2条関係)

学校名	附属設備	使用単位	使用料
相模原市立田名小学校 相模原市立旭小学校 相模原市立鶴園小学校 相模原市立相陽中学校 相模原市立大野北中学校 相模原市立中野中学校	空調設備	1時間につき	950円

附 則

この条例は、令和6年7月20日から施行する。